三島地区環境保全推進協議会 規約

(名称)

第1条 この会は、三島地区環境保全推進協議会(以下「この会」という。)という。

(目的)

第2条 この会は、地域の環境保全の推進を図るため、事業所間の環境諸問題の調査研究、 情報の交換、環境関連技術の研さん等につとめ、また市の行う環境保全の諸施策に協力 し、もって地域の環境を保全し、健全な経営の遂行を図ることを目的とする。

(事務局)

第3条 この会の事務局は、三島市役所内に置く。

(組織)

第4条 この会は、三島市及びその周辺に事業所を有し、会の目的に賛同する事業所の代表者及び市と環境保全協定を結んでいる事業所の代表者をもって組織する。

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名

うち1名は、三島市建設事業協同組合理事長をもって充てる。

- (3) 理 事 20名以内
- (4) 監事 2名
- 2 役員は、会員の互選により選出する。
- 3 会長は、この会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 理事は、重要事項の協議にあたる。
- 6 監事は、会計の監査にあたる。
- 7 この会に顧問及び参与を置く。

(任期)

第6条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員及び増員による中途選任 役員の任期は、他の役員の残任期間と同じとする。

(事業)

- 第7条 この会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 環境保全のための調査、研究及び情報の交換、環境関連技術の研修を行う。
 - (2) 環境保全に関する法令の普及とその実践を推進する。
 - (3) その他目的達成に必要な事業を行う。

(会議)

- 第8条 会議は、総会及び理事会とし、会長が招集しその議長となる。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 3 通常総会は年1回、臨時総会は必要に応じて開き、規約の改正、事業計画、事業報告、 予算、決算、その他重要な事項を審議決定する。
- 4 理事会は必要に応じて開き、会員の入退会の審議・承認及び事業計画、その他重要事項を協議策定し、業務の執行にあたる。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数で決定する。

(部会)

- 第9条 この会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 2 部会の部会長は、部員の互選により定めるものとし、理事を兼務する。

(狩野川水系水質保全協議会三島支部)

- 第10条 この会に狩野川水系水質保全協議会三島支部を置く。
- 2 支部長は、この会の会長をもって充てる。

(経費)

- 第11条 この会の経費は、会費、寄付金、補助金、その他収入をもってあてる。
- 2 前項の会費の額、その徴収方法等必要な事項は、総会において定める。

(事業年度)

第12条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

- この規約は、昭和54年4月1日から施行する。
 - 附即
- この規約は、昭和60年4月26日から施行する。
 - KKt BI
- この規約は、平成9年4月1日から施行する。
 - 附則
- この規約は、平成10年4月1日から施行する。
 - 附則
- この規約は、平成13年4月1日から施行する。
 - 附則
- この規約は、平成16年5月14日から施行する。